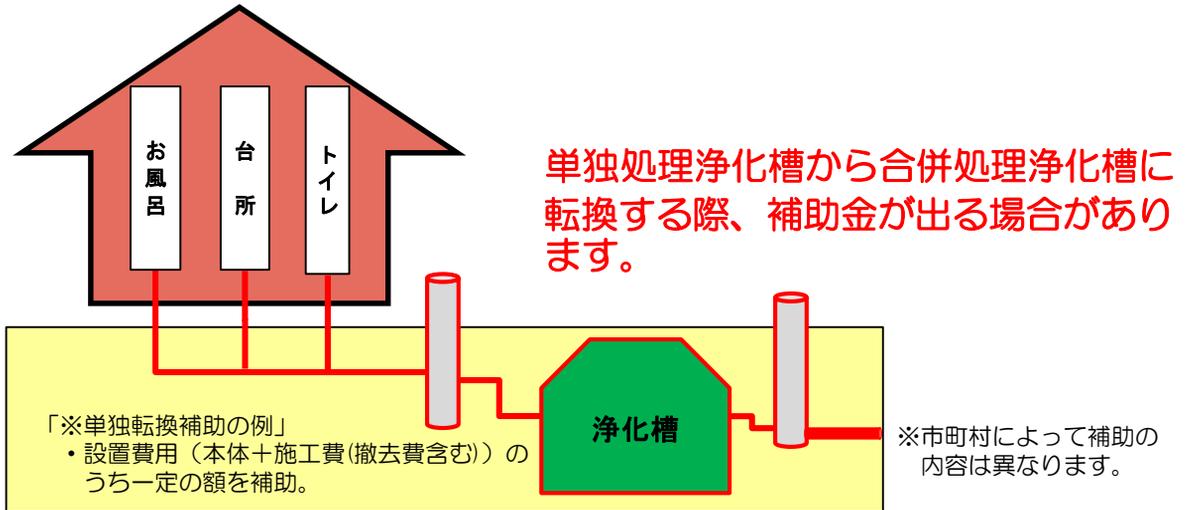


「浄化槽法の一部を改正する法律(令和2年4月施行)」に規定が追加されました。

そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある緊急性の高い既存単独処理浄化槽について、都道府県知事が除却等の助言、指導、命令等を行うことができる。(附則第11条関係)



私たちが暮らして使った水をきれいにせずに流すと・・・  
 身近な小川、水路の水を汚してしまいます。



不快なおい



白く濁る



洗剤で泡が立つ

単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替え、  
 身近な水をきれいにしましょう！

【合併処理浄化槽設置には市の補助金があります】

人 槽	新 築	単独処理浄化槽からの転換		汲み取り槽からの転換
		撤去しない場合	撤去する場合	
5 人槽	221,000 円	532,000 円	622,000 円	532,000 円
7 人槽	276,000 円	614,000 円	704,000 円	614,000 円
10 人槽	365,000 円	748,000 円	838,000 円	748,000 円

※ お住いの地域が下水道区域の方に、このお知らせが回る場合がありますがご了承ください。

【問合せ先】〇〇市役所 〇〇課 〇〇係 TEL:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇